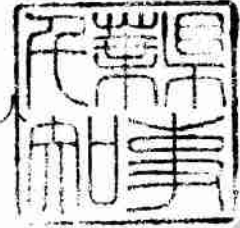


産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都墨田区緑一丁目4番19号
氏名 リバー株式会社
代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊



許可の年月日 令和4年7月1日

許可の有効年月日 令和9年6月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び切断による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を含む。）、
- (イ) 紙くず、
- (ウ) 木くず、
- (エ) 繊維くず、
- (オ) 金属くず（自動車等破碎物を含む。）、
- (カ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を含む。）、
- (キ) がれき類

イ 切断による中間処理に係るもの

金属くず（自動車等破碎物を含む。）

（これらのうち、廃自動車、廃電気機械器具を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、処理施設及び保管施設の維持管理の徹底並びに散水の実施により、周辺への飛散を防止すること。

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

令和 4 年 7 月 1 日	新規許可
令和 4 年 7 月 15 日	変更届 (代表者の変更)
令和 5 年 7 月 28 日	変更届 (保管施設の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
<p style="text-align: center;">破碎施設</p> <p>(施行令第7条第7号、第8号の2) (平成21年5月19日、 第21-2-352号) (合併認可:令和4年5月10日)</p>	<p>廃プラスチック類 348 t/日 (21.8 t/時×16 時間)</p> <p>紙くず 374 t/日 (23.4 t/時×16 時間)</p> <p>木くず 468 t/日 (29.2 t/時×16 時間)</p> <p>繊維くず 374 t/日 (23.4 t/時×16 時間)</p> <p>金属くず 3150 t/日 (197 t/時×16 時間)</p> <p>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 1168 t/日 (73 t/時×16 時間)</p> <p>がれき類 1168 t/日 (73 t/時×16 時間)</p>	1	千葉県市原市 八幡海岸通 7番1の一部、 7番3の一部、 7番4の一部
	<p>1次破碎機 (二号)</p> <p>廃プラスチック類 174 t/日 (10.9 t/時×16 時間)</p> <p>紙くず 187 t/日 (11.7 t/時×16 時間)</p> <p>木くず 234 t/日 (14.6 t/時×16 時間)</p> <p>繊維くず 187 t/日 (11.7 t/時×16 時間)</p> <p>金属くず 1634 t/日 (102 t/時×16 時間)</p> <p>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 584 t/日 (36.5 t/時×16 時間)</p> <p>がれき類 584 t/日 (36.5 t/時×16 時間)</p> <p>(平成21年3月11日)</p>		
	<p>1次破碎機 (二号)</p> <p>廃プラスチック類 174 t/日 (10.9 t/時×16 時間)</p> <p>紙くず 187 t/日 (11.7 t/時×16 時間)</p> <p>木くず 234 t/日 (14.6 t/時×16 時間)</p> <p>繊維くず 187 t/日 (11.7 t/時×16 時間)</p> <p>金属くず 1634 t/日 (102 t/時×16 時間)</p> <p>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 584 t/日 (36.5 t/時×16 時間)</p> <p>がれき類 584 t/日 (36.5 t/時×16 時間)</p> <p>(平成21年6月23日)</p>		
	<p>2次破碎機</p> <p>廃プラスチック類 661 t/日 (41.3 t/時×16 時間)</p> <p>紙くず 882 t/日 (55.1 t/時×16 時間)</p> <p>木くず 1180 t/日 (73.5 t/時×16 時間)</p> <p>繊維くず 661 t/日 (41.3 t/時×16 時間)</p> <p>金属くず 3150 t/日 (197 t/時×16 時間)</p> <p>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 1800 t/日 (113 t/時×16 時間)</p> <p>がれき類 2250 t/日 (141 t/時×16 時間)</p> <p>(平成21年3月11日)</p>		

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破碎施設 (施行令第7条第7号) (令和2年9月15日 第2020-1-504号) (合併認可:令和4年5月10日)	廃プラスチック類 11.17t/日 (0.698t/時×16時間) (令和3年3月4日)	1	千葉県市原市 八幡海岸通 7番1の一部、 7番3の一部、 7番4の一部
破碎施設 (施行令第7条第7号) (平成26年3月27日、 第25-1-411号) (合併認可:令和4年5月10日)	廃プラスチック類 8.0t/日 (0.5t/時×16時間) (平成26年6月4日)	1	
切断施設	金属くず 448t/日 (28t/時×16時間) (平成21年3月11日)	1	
断熱フロン回収減容機 (一号) (付帯設備)	160t/日 (10t/時×16時間)	1	
断熱フロン回収減容機 (二号) (付帯設備)	128t/日 (8t/時×16時間)	1	
処理前	破碎前保管施設	208m ² 301m ³	
		60m ² 274m ³	1
		52m ² 236m ³	1
		71m ² 357m ³ (コンテナ×22個)	1
	切断前保管施設	219m ² 850m ³	1
	処理後	MIXメタル保管施設	114m ² 88m ³ (22m ³ コンテナ×4個)
		70m ² 66m ³ (22m ³ コンテナ×3個)	1
		66m ² 44m ³ (22m ³ コンテナ×2個)	1

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
処理後	金属くず保管施設	791m ² 3,658m ³	1	千葉県市原市 八幡海岸通 7番1の一部、 7番3の一部、 7番4の一部
		69m ² 16m ³ (3.2m ³ コンテナ×5個)	1	
	廃プラスチック類保管施設	111m ² 245m ³ (フレコンバッグ×176個)	1	
		63m ² 126m ³ (フレコンバッグ×96個)	1	
		15m ² 30m ³ (フレコンバッグ×8個)	1	
切断後保管施設	110m ² 415m ³	1		
ダスト保管施設	180m ² 390m ³	1		
	842m ² 290m ³ (29m ³ コンテナ×10個)	1		
	108m ² 181m ³	1		
	98m ² 116m ³ (29m ³ コンテナ×4個)	1		
	124m ² 116m ³ (29m ³ コンテナ×4個)	1		
脱水ケーキ保管施設	1.0m ² 0.50m ³ (500L容器×1個)	1		
残さ保管施設	3.0m ² 1.2m ³ (鉄箱)	1		

(以下余白)